

**運輸安全委員会は、令和6年6月27日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました**

- 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (18件) [📎 104KB]
- 船舶インシデント調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (2件) [📎 55KB]
- 船舶事故等調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (52件) [📎 200KB]

上記事故のうち、神戸事務所と門司事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました  
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

**① 漁船A(19トン)乗組員死亡**

漁船Aは、夜間、富山県氷見(ひみ)市藪田(やぶた)漁港北東方沖において、定置網に係留作業中、乗組員が揚網機のゴムローラーに巻き込まれて死亡した

**② 漁船A(19トン)乗組員死亡**

漁船Aは、夜間、山口県下関市角(つの)島北西方沖において、操業中、シーアンカーを回収していた甲板員が巻取機の駆動軸に巻き込まれて死亡した

海難防止への  
インフォメーション

① 漁船A(19トン)乗組員死亡

(漁船Aは、夜間、藪田漁港北東方沖において、定置網に係留作業中、乗組員が揚網機のゴムローラーに巻き込まれて死亡した)

【事故概要】

漁船A(19トン、5人乗組)は、夜間、富山県藪田漁港北東方沖において、定置網に係留作業中、乗組員が揚網機のゴムローラーに巻き込まれて死亡した

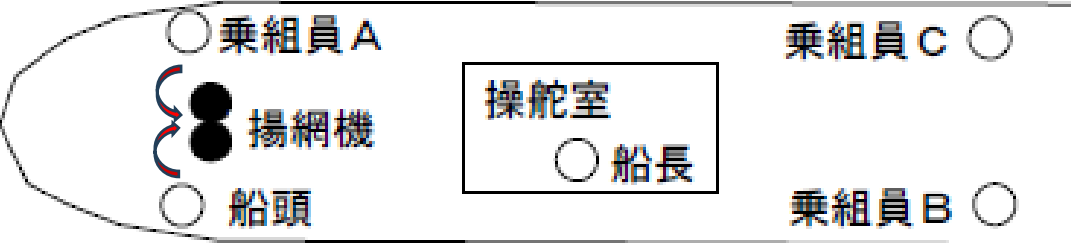
《原因・背景等》

◎ 夜間、定置網に係留作業中、乗組員Aが、揚網機の船首側に移動し、船首側から巻き取る方向に回転させた揚網機のゴムローラーに、船首側から右手に持った係船用ロープを噛み込ませようとして右手を挟まれたため、右腕から上半身を巻き込まれた

《再発防止策》

- (1) 揚網機を使用する者は、揚網機の前方で作業をしないことなど、取扱説明書に記載されている注意事項を厳守して作業を行うこと
- (2) 操業指示者(以下本稿では「船頭」という。)は、ふだんと異なる体制で操業する場合、出航前に乗組員と共に作業手順及び注意事項を再確認すること

【発生日時】 令和5年11月20日04時55分ごろ  
 【発生場所】 富山県藪田漁港北東方沖  
 【死傷者】 死亡1人(乗組員A):短時間の外傷性ショック  
 【損傷等】 なし



乗組員配置図



乗組員Aの右手が本件揚網機のゴムローラーに挟まれた時の状況 (再現)



ふだんの本件揚網機操作姿勢



本件揚網機 (船首側から撮影)



本船

\* 本調査報告書は、R6.6.27に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい

海難防止への  
インフォメーション

## ② 漁船A(19トン)乗組員死亡

(漁船Aは、夜間、角島北西方沖において、操業中、シーアンカーを回収していた甲板員が巻取機の駆動軸に巻き込まれて死亡した)

### 【事故概要】

漁船A(19トン、3人乗組)は、夜間、角島北西方沖において、操業中、シーアンカーを回収していた甲板員が巻取機の駆動軸に巻き込まれて死亡した

### 《原因・背景等》

◎ 夜間、甲板員Aが、角島北西方沖でシーアンカーの回収作業中、駆動軸越しに操作レバーを操作する際、回転する巻取機の駆動軸に巻き込まれたため、構造物に身体を打った

### 《再発防止策》

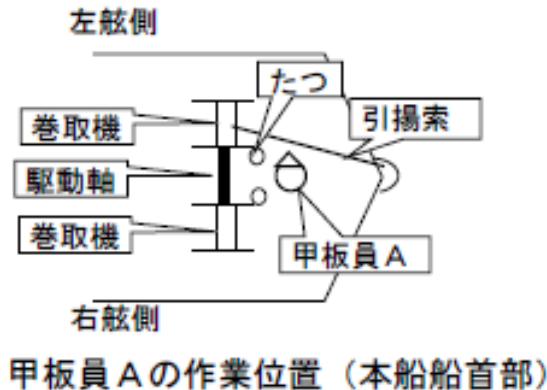
- 漁船の乗組員は、巻取機を使った作業を行う場合、①駆動軸などの回転部位に着衣の裾などが巻き込まれないよう着衣の裾を締めるなどの措置を採り、②船体動揺に備え、体勢を保持できるように「たつ」(係船索を固縛するのに用いる短柱)などの固定物を掴むなどして作業を行うこと
- 漁船の船長は、巻取機を使った作業を行う者に対して、「①着衣の裾などが駆動軸などの回転機器に巻き込まれるのを防止する措置を採り、②船体動揺に備え、体勢を保持できるように固定物を掴むなどして作業を行うこと」を徹底させること

【発生日時】 令和5年5月5日  
03時45分ごろ

【発生場所】 山口県角島北西方沖

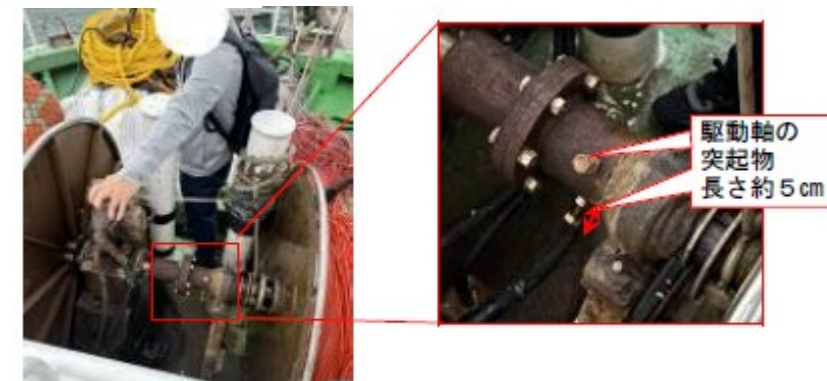
【死傷者】 死亡1人(甲板員A): 多発外傷性  
出血性ショック死

【損傷等】 なし



巻取機の設置状況 (本船船首部)

救出時の甲板員Aの受傷状況 (イメージ)



操作レバー操作時の体勢 (イメージ)